

鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（13） 略 （14） 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び本庁機関（組織規則第2条第6項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。）の長をいう。 （15） 略					（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（13） 略 （14） 課長等 本庁組織の課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び本庁機関（組織規則第2条第5項に規定する本庁機関をいう。以下同じ。）の長をいう。 （15） 略				
（代決） 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。					（代決） 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。				
組織		正当決	第1順	第2順	組織		正当決	第1順	第2順
		裁権者	位者	位者			裁権者	位者	位者
略					略				
3	地方機関	教育局	局長	次長	3	地方機関	教育局	局長	次長
		主務係 長等					主務係 長		

2 略

別表第 1

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
七 略				
八 退職手当に関する事務	1 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定			
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付			
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定			
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定			
(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条におい				

2 略

別表第 1

1 略

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
七 略				

	て準用する場合を含む。)の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認			
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定			
	(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付			
	(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付			
	2 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)第4条の規定による退職手当の金額の決定			
	3 1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			

九 略				
士	その他	略		
	の業務に関する事務	9 一から九まで及び1から8までに掲げるもののほか		
		(1)及び(2) 略		

八 略				
九	その他	略		
	の業務に関する事務	9 一から八までに掲げるもののほか		
		(1)及び(2) 略		

3 福利室

事項		事務処理権限の区分	
		教 育	専決 権者

種類	内容	委員 会	教 育 長	課 長 等
一 退職手 当に 関 する 事 務	1 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定			
	(2) 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付			
	(3) 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定			
	(4) 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定			
	(5) 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認			
	(6) 同規則第14条第4項の規定による受給資格者証の改定			

(7) 同規則第19条の2第2項の規定による失業者退職手当高年齢受給資格者証の交付			
(8) 同規則第20条第2項の規定による失業者退職手当特例受給資格者証の交付			
2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）第4条の規定による退職手当の金額の決定			
3 1及び2に掲げるもののほか			
(1) 重要なもの			
(2) 軽易なもの			

3 小中学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうちに掲げる事務（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の免許状（特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。）に係るものに限る。）			

4 小中学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうちに掲げる事務（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び栄養教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の免許状（特別支援学校教員に授与する臨時免許状を除く。）に係るものに限る。）			

		(1)及び(2) 略		
		(3) 同法第5条 第6項の規定に よる臨時免許状 の授与		—
		(4)~(7) 略		
		略		
略				

4 特別支援教育課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教育 委員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職 員免許法 に関する 事務(幼 稚園教諭 等の免許 状(特別 支援学校 教員に授 与する臨 時免許状 を除 く。)に 係るもの を除 く。)	1 同法に基づく事務のうち次に 掲げるもの			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条 第6項の規定に よる臨時免許状 の授与			—
	(4)~(6) 略			
略				

5 略

6 略

7 各教育局

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教育 委員 会	専決 権者	
			教 育 長	所 長 等
略				

		(1)及び(2) 略		
		(3) 同法第5条 第6項の規定に よる臨時免許状 の授与		—
		(4)~(7) 略		
		略		
略				

5 特別支援教育課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教育 委員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等
略				
四 教育職 員免許法 に関する 事務(幼 稚園教諭 等の免許 状(特別 支援学校 教員に授 与する臨 時免許状 を除 く。)に 係るもの を除 く。)	1 同法に基づく事務のうち次に 掲げるもの			
	(1)及び(2) 略			
	(3) 同法第5条 第6項の規定に よる臨時免許状 の授与			—
	(4)~(6) 略			
略				

6 略

7 略

8 各教育局

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教育 委員 会	専決 権者	
			教 育 長	課 長 等
略				

別表第 2

共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者
			課長等	課長等
略				
七 服務及び研修に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア及びイ 略			
	(2)～(5) 略			
略				
十五 略				
十六 鳥取県等有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に関	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの			
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書の貼り付け			

別表第 2

共通事項

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者
			課長等	課長等
略				
七 服務及び研修に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務			
	(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第3項の規定による部分休業の承認又はその取消し			
	ア及びイ 略			
	(2)～(5) 略			
略				
十五 略				

する事務	(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報			
	(3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査			
	(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管			
	(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示			
	(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告			
	(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令			
	(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し			
	(9) 同条例第7条第2項の規定による告示			
	(10) 同条例第7条第3項の規定による告示			
	(11) 同条例第7条第4項の規定による放置自動車の引渡し			
	(12) 同条例第8条の規定による費用の請求			

十七	略			
	8	一から十六まで及び1から7までに掲げるもののほか		
	(1)～(3) 略			

十六	略			
	8	一から十五まで及び1から7までに掲げるもののほか		
	(1)～(3) 略			

別表第3

1 教育総務課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分			
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
略					
八 略					
九 教職員 の福利厚生 に関する事務	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1) 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立				
	(2) 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施				
十 教職員 の健康管理 に関する事務	1 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）に基づく事務のうち次				

別表第3

1 教育総務課

種類	事項 内容	事務処理権限の区分			
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
略					
八 略					

	に掲げる事務			
	(1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の決定			
	(2) 同訓令第24条第1項の規定による教職員の健康管理区分の決定			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			
十一 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第15条の規定による学校の教職員の健康診断の実施			
	(2) 同法第16条の規定による治療の指示及び措置			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
十二 教職員の公務災害補償に関する事務	1 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定による補償手続に係る事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第53条の2第1項の規定による学校の			

する法律 (平成10 年法律第 114号)に 関する事 務	教職員の定期健 康診断の実施			
	(2) 同法第53条 の7の規定によ る学校の教職員 の健康診断の受 診者の数等の通 報又は報告			
	(3) 同法第53条 の8第3項の規 定による学校の 教職員の健康診 断の期日又は期 間の指定に關す る指示			
	2 1に掲げるもの のほか			
	(1) 重要なもの (2) 軽易なもの			
十四 その 他の業務 に関する 事務	略 6 一から十三まで 及び1から5まで に掲げるもののほ か (1)~(3) 略			

九 その他 の業務に 関する事 務	略 6 一から八まで及 び1から5までに 掲げるもののほか (1)~(3) 略			

2 福利室

種類	事項 内容	事務処理権 限の区分			
		教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
一 教職員 の福利厚 生に關す る事務	1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務				
	(1) 同法第42条 の規定による職 員の保健、元氣 回復その他厚生 に關する事項に				

		ついでに計画の樹立			
		(2) 同法第42条の規定による職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項についての計画の実施			
二 教職員の健康管理に関する事務	1	鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同訓令第15条第2項の規定による健康診断の検査項目等の決定			
		(2) 同訓令第24条第1項の規定による教職員の健康管理区分の決定			
	2	1に掲げるもののほか			
		(1) 特に重要なもの			
		(2) 重要なもの			
		(3) 軽易なもの			
三 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に関する事務	1	同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
		(1) 同法第15条の規定による学校の教職員の健康診断の実施			
		(2) 同法第16条の規定による治療の指示及び措置			
	2	1に掲げるもののほか			

2 略
 3 略
 4 略
 5 略
 6 略

3 略
 4 略
 5 略
 6 略
 7 略

	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
四 教職員の公務災害補償に関する事務	1 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定による補償手続に係る事務			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第53条の2第1項の規定による学校の教職員の定期健康診断の実施			
	(2) 同法第53条の7の規定による学校の教職員の健康診断の受診者の数等の通報又は報告			
	(3) 同法第53条の8第3号の規定による学校の教職員の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示			
	2 1に掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの			
	(2) 軽易なもの			
六 その他の業務に関する事務	1 一から五までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの			
	(2) 重要なもの			
	(3) 軽易なもの			

- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略

別表第4

共通事項

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 服務、 研修及び 手当等に 関する事 務（教育 局及び学 校以外の 教育機関 （本庁組 織を除く。 以下この 表におい て「教育 局等」と いう。）に 係るもの に限る。）	1 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又は取消し		
	略		
	4 職員に対する旅行命令（教育局等の管理職員の外国旅行に係るものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理		
	5 子ども手当の受給資格及びその額の決定		
	略		
略			
四 鳥取県 個人情報 保護条例 に関する 事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報		

- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略

別表第4

共通事項

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 服務、 旅行、手 当等研修 に関する 事務（教 育局及び 学校以外 の教育機 関（本庁 組織を除 く。以下 この表に おいて 「教育局 等」とい う。）に 係るもの に限る。）	1 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業の承認又は取消し		
	略		
	4 職員に対する旅行命令（本庁組織以外の管理職員の外国旅行に係るものを除く。）その他の勤務命令及びその復命の受理		
	5 子ども手当の受給資格及びその額の認定		
	略		
略			
五 鳥取県 個人情報 保護条例 に関する 事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報		

取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）

略

五 略

六 鳥取県 有地等 における 自動車の 放置に対 する措置 に関する 条例に関 する事務	1 同条例に基づく知事の権限に属する事務のうち教育長にその権限を委任された事務で次に掲げるもの		
	(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書の貼り付け		
	(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報		
	(3) 同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査		
	(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管		
	(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示		
	(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告		
	(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令		
	(8) 同条例第7条第1項の規定による放置自動車の引渡し		
	(9) 同条例第7条第		

取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）

略

六 略

略			
---	--	--	--

	4 項の規定による放置自動車の引渡し		
	(10) 同条例第 8 条の規定による費用の請求		
七 その他	略		
の業務に関する事務	4 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への就任の決定（ <u>教育局等の職員（管理職員を除く。）</u> に係るものに限る。）		
	略		

七 その他	略		
の業務に関する事務	4 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への就任の決定（ <u>本庁組織以外の職員（管理職員を除く。）</u> に係るものに限る。）		
	略		

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。